

佐賀県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月九日から平成二十四年四月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	の 区 域
県道 加倉仮屋港 線	東松浦郡玄海町大字有浦上字 土井ノ内二〇四一番一地先か ら	変更前 幅員 メートル
	東松浦郡玄海町大字有浦上字 里三三四七番一地先まで	延長 メートル
県道 加倉仮屋港 線	東松浦郡玄海町大字有浦上字 土井ノ内二〇四一番一地先か ら	変更前 幅員 メートル
	東松浦郡玄海町大字有浦上字 里三三四七番一地先まで	延長 メートル